

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2023 秋号

2023年10月発行 第112号



ご挨拶

厳しい暑さもようやく遠のき、空が澄み清々しい秋を感じる頃となりました。皆様におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年9月より、東京事務所所属の江藤寿美怜弁護士が、2年間の予定で任期付公務員として公正取引委員会にて勤務することとなりました。江藤弁護士は、取引部取引企画課に配属され、本年4月に成立したフリーランス新法にかかるガイドラインの策定業務等に従事する予定です。また、大阪事務所所属の新澤純弁護士が2年間の米国留学及び米国事務所での研修を終え、帰任いたしました。日々進化し、複雑化している企業法務の分野において、同弁護士とともに米国における最新実務を踏まえたサービスを提供して参りたいと存じます。

さらに、本年10月から、新たにロナルド・カルスティアン米国弁護士を迎えることとなりました(東京事務所)。カルスティアン弁護士は、知的財産分野における経験豊富な弁護士であり、これまで大手製薬会社の社内弁護士を長年勤めるなど、日本企業の世界展開に重要な役割を果たしてこられました。同弁護士は日本語も堪能であり、海外案件において大いに戦力になってくれるものと期待しております。

当事務所では、一旦通常業務から離れて、外部の立場で法制度に携わることは、弁護士としての業務の幅を広げ、知見を深める点で大変有意義であるため、一定の経験年数を経た弁護士が外部に出向したり、海外留学をすることについて積極的に支援をしてきており、現在、官公庁や企業への出向者は6名となります。復帰後はその知見を活かし、クライアントの皆様へより充実したサービスを提供できるものと自負しております。

さて、最近、コンプライアンスに関する講演の依頼を受ける機会が多くなってまいりました。コンプライアンスといえば、データ改ざんなどの不祥事案が頻発した時期に法令の遵守という意味で強調されましたが、昨今では、単に法的な遵守を超えた、環境、社会、人権、ガバナンス(ESG)に関する取組みがコンプライアンスの一環と見なされるようになってきています。加えて、自社のみならず、その取引先がコンプライアンス違反となれば、自社においてもその責任を問われることになるなど、その内容も範囲も大きく変わってきていると感じています。現在、ジャニーズ事務所の性加害問題で同事務所所属のタレントとの契約を見直す動きが広がっていることや、ビッグモーター社の不正請求問題において損害保険会社においてもその責任が問われていることは、その端的な例であると思います。改めて、企業が成功し、成長していくためには、社会で求められているコンプライアンスの価値観を共通の理念とし、日常の業務に反映し、企業文化として構築させていくことが重要になってきていると思います。

本号では、新たに導入されるインボイス制度に関する独占禁止法・下請法の留意点や近時のインサイダー取引の特徴や留意点など、コンプライアンスに関わる論点のほか、メタバース、事業成長担保権、本年4月の民法改正、性同一障害者に対するトイレ使用制限に関する判例など、時期に適ったトピックについて各弁護士が解説しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

入所のご挨拶



弁護士
ロナルド・カルスティアン

〈出身大学〉
ペンシルベニア大学
(生物専攻)
スタンフォード大学
ロースクール

〈経歴〉
2001年9月～2003年4月
Reed Smith Crosby Heafey
(San Francisco, California)
2001年12月
カリフォルニア州弁護士資格
登録
2003年6月～2007年8月
大江橋法律事務所(大阪)
2003年12月
日本語能力試験1級合格
2007年5月
米国特許商標局の試験合格
2007年9月～2009年6月
White & Case LLP(東京)
2009年7月～2010年8月
伊藤国際特許事務所(東京)
2010年9月～2011年8月
Corel Japan Ltd.(横浜)
2011年9月～2022年9月
武田薬品工業株式会社(東京)
2022年10月～2023年9月
UDTラックス株式会社(埼玉)
2023年10月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
M&A、渉外法務、知的財産権

カリフォルニア州弁護士 ロナルド・カルスティアン
Ronald・Kaloostian

I am very excited to join CHUO SOGO LAW OFFICE at this time. From 2011 until 2022 I worked in the IP department of Takeda Pharmaceutical Co. Ltd. and experienced its growth into a top global pharmaceutical company. During that time I handled joint research collaborations with U.S. universities, IP due diligence, licensing in and out of IP, global litigation management and IP monetization projects. I used business level Japanese on a daily basis and am familiar with the concerns of Japanese companies. Before Takeda, I also gained experience in corporate law, venture capital, compliance and arbitration at leading US and Japanese law firms in Tokyo and Osaka.

My specialties are IP licensing, IP due diligence, strategic alliances and joint ventures; new company formation to maximize commercialization of novel technologies and inventions; dispute resolution and negotiation particularly in the field of IP; compliance program management and education; and legal and business guidance to commercialize early stage research projects. I look forward to working together with my new colleagues in these areas.

In my private life I enjoy spending time with my family, including 3 sons, hiking and traveling in Japan and other countries, and weightlifting. I am from Florida and travel there frequently to visit family. Thank you.

Member of the State Bar of California, and registered patent attorney with the USPTO. Enthusiastic about pro bono opportunities.

Passed Japanese Language Proficiency Level 1.

この度、中央総合法律事務所に入社できることを大変うれしく思っております。2011年から2022年まで、私は武田薬品工業株式会社の知財部門に勤務し、同社が世界トップクラスの製薬会社に成長するのを経験しました。その間、私は米国の大学との共同研究契約の交渉、知財デューデリジェンス、知財のライセンス交渉、世界的な訴訟管理、知財収益化プロジェクトを担当しました。私は日常的にビジネスレベルの日本語を使用しており、日本企業の懸念についてもよく知っています。武田に入社する前は、東京と大阪にある日米の大手法律事務所では企業法務、ベンチャーキャピタル、コンプライアンス、仲裁の経験も積んできました。

私の専門は、知財ライセンス、知財デューデリジェンス、戦略的提携および合併事業です。新しい技術や発明の商業化を最大化するための新会社設立。特に知的財産分野における紛争解決と交渉。コンプライアンスプログラムの管理と教育。初期段階の研究プロジェクトを商業化するための法的およびビジネス上のガイダンス。これらの分野で新しい同僚たちと協力できることを楽しみにしています。

私生活では、3人の息子を含む家族と時間を過ごし、日本やその他の国でのハイキングや旅行、ウェイトリフティングを楽しんでいます。私はフロリダ出身で、家族を訪ねるために頻繁にフロリダを訪れます。

カリフォルニア州弁護士の会員であり、USPTOに登録された弁理士です。プロボノの機会に熱心です。日本語能力1級に合格しました。

出 向 の ご 挨拶



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

《出身大学》
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

《経歴》
2014年12月 最高裁判所司法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

《取扱業務》
企業法務、訴訟争訟、家事事件、刑事事件

弁護士 江藤 寿美怜

このたび、本年9月1日より、任期付き公務員として公正取引委員会取引部取引企画課にて勤務させていただくこととなりましたので、ご挨拶申し上げます。

公正取引委員会では、本年4月28日に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス新法」といいます。))にかかるガイドラインの策定業務等に従事することが予定されております。

当事務所から公正取引委員会への出向を行いますのは、私が初めてでございます。このような新しい分野への興味関心を高めていただきましたのは、弊所における7年間の勤務の中で、クライアントの皆様からご依頼いただいた様々な案件を通じて、社会における労働形態の変化を身近に感じさせていただくとともに、事業者とフリーランス間で生じる問題において多くの知見を得ることができたからでございます。心より、感謝申し上げます。

フリーランス新法は、個人や一人会社で業務を受託する事業者、すなわちフリーランスを「特定受託事業者」、特定受託事業者に業務委託を行う事業者を「特定業務委託事業者」とそれぞれ定義し、特定受託事業者に対して限定的に労働者類似の保護を与えるとともに、特定業務委託事業者に対して下請法と同様の規制や義務を課す法律です。そのため、クライアントの皆様にも少なからず影響がある法律であると考えております。任期を終え弁護士として復帰致しました暁には、公正取引委員会で得た知識・経験を活かし、フリーランス新法の専門家として皆様のお役に立てるよう、引き続き精進させていただく所存でございます。今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

復 帰 の ご 挨拶



弁護士
新澤 純
(にいざわ・じゅん)

《出身大学》
京都大学法学部
京都大学法科大学院
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

《経歴》
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)
2022年5月
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)修了
2022年9月~2023年2月
Jackson Walker法律事務所(ダラス、テキサス州)勤務
2023年3月~同年7月
Buchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)勤務

《取扱業務》
渉外法務(米国進出等)、訴訟・紛争、人事労務、一般企業法務

弁護士 新澤 純

2年間の米国留学を終え、2023年8月に帰国し、同月より、中央総合法律事務所(大阪事務所)での業務に復帰させて頂いております。

2021年8月に渡米し、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)ロースクールに留学・修了後、2022年9月からは、テキサス州ダラスのJackson Walker LLP(ジャクソンウォーカー法律事務所)で6か月間の実務研修を行い、その後、2023年3月からは、カリフォルニア州ロサンゼルス市のBuchalter(バックアルター法律事務所)で5か月間の実務研修を行わせて頂きました。

UCLAロースクールでの学生同士の活発な議論、テキサス州のダラスやヒューストンという米国南部の巨大都市の社会や文化(西部とも東部とも異なります)、その後、ロサンゼルスに戻ってからの、バックアルター法律事務所のジャバンプラクティスにおける弁護士業務(英語でのミーティングや英文ドキュメント作成等)など、どれを取ってみても、日本では得られなかった経験の連続であり、文字通り、一生分の経験をさせて頂いたと感じております。

留学に同行してもらった家族に感謝するとともに、2年間ご支援頂きました中央総合法律事務所、並びに、クライアントの皆様にも厚く御礼申し上げます。

2年間の留学経験を日々の弁護士業務に活かし、クライアントの皆様にお返しすることではじめて留学の真価を発揮することができると思いますので、今後とも業務に邁進させて頂く所存です。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士

新澤 純
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

2022年5月
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)
修了

2022年9月～2023年2月
Jackson Walker法律事務所
(ダラス、テキサス州)勤務

2023年3月～同年7月
Buchalter法律事務所(ロサンゼルス、カリフォルニア州)
勤務

〈取扱業務〉
渉外法務(米国進出等)、
訴訟・紛争、人事労務、
一般企業法務

メタバース総論

弁護士 新澤 純

第1 はじめに

近年、ブロックチェーン技術を基盤とした分散的・非中央集権的なデジタル世界を実現する「Web3」の波が押し寄せており、NFTやメタバースといった言葉をよく耳にするようになりました。本稿では、日米を問わず横断的な広がりを見せつつあるメタバースについて、総論部分をご説明させていただきます。

第2 メタバース総論

1 メタバースの現状と課題

日本において、メタバースに関する一般的な定義はまだこれといって存在していません。メタバースの定義や条件は論者によって異なるものの、共通の要素を括り出すとすれば、「コミュニケーションおよび経済活動が行われるオンラインの三次元仮想空間」と理解することができます¹。

米国においても、メタバースの定義は決まったものが存在するわけではありません。もっとも、日米ともに、仮想空間において現実世界に類似した経済活動(音楽上映その他のエンターテインメント、ギャンブル、仮想空間内のスペースの売買、暗号資産やNFTの取引等)が行われることがメタバースの一側面であると位置付けられ、そこに適用されるべき法規制が検討され始めている状況です。

2 メタバースにおける知的財産権の取扱い

メタバース内のコンテンツやデザインについても、現実世界の知的財産権を侵害する可能性があるため、法的リスクを慎重に検討する必要があります。例えば、現実世界の製品をメタバース内で3Dオブジェクト化する場合、著作権、意匠権、商標権を侵害しないか、不正競争防止法に違反しないか等を検討する必要があります。

また、メタバース内の製品をメタバース内で模倣された場合や、メタバース内の製品を現実世界で模倣された場合の対応などについても、同様の観点から検討する必要があります。

3 メタバースにおける個人情報の保護

メタバースでは、ユーザーの一挙一動がデータ上に記録されるため、収集されることになる個人情報の範囲が、従前のインターネットやソーシャルメディアに比べて爆発的に増加することが予想されます。

また、メタバースを外国に居住しているユーザーが利用する場合、外国に居住しているユーザーの個人情報を収集しているものとして、欧州GDPRや米国カリフォルニア州(CPRAによる改正を受けた)CCPA等の法令の適用を受ける可能性があり、それら法令への対応を行う必要があります。

もっとも、日本の個人情報保護法やGDPRには削除請求権が規定されているところ、ブロッ

クチェーン上にいったん記録されてしまった個人情報については削除が困難ではないかとの指摘もあり²、ルール作りが必要になると考えられます。

4 メタバースにおける経済活動と金融規制

従来、オンラインゲーム内で使用される通貨は、ゲーム内のアイテムの購入などゲーム内でのみ使用されるものですが、法定通貨で購入されるため、資金決済法上の前払式支払手段(令和4年6月成立の改正資金決済法3条1項)として規制されていました。

メタバースでは、これらに限らず、メタバース内のアイテム、土地、建物等を表章したNFT(Non-Fungible Token、非代替性トークン)³が、メタバース外の現実世界と取引可能であり、法定通貨や暗号資産に交換できることから、金融規制の対象とならないかを検討する必要があります。

具体的には、メタバース内のデジタル資産(トークン)の価値が変動する場合には、「暗号資産」(同法2条14項)に該当する余地があり、メタバースプラットフォームの運営者は、暗号資産交換業者としての登録を受けなければならない場合があります⁴。また、トークンの価値が法定通貨に連動する場合には、デジタルマネー類似型ステーブルコインとして、改正資金決済法により新たに規制されることになる「電子決済手段」(同法2条5項)に該当する余地があり、これを業として発行・償還する場合には、銀行業免許、資金移動業登録または信託業免許を取得しなければならない場合があります⁵。

第3 最後に

紙面の関係上ごく簡単なご説明しかできませんでしたが、Web3・メタバースに関しては、金融庁、経済産業省、首相官邸メタバース上のコンテンツ等の新たな法的課題への対応に関する官民連携会議、自民党Web3 PTなど様々な組織が報告書等を取り纏めており、参考になります。引き続き動向を注視していく必要があります。

- 1 AMTメタバース法務研究会「メタバースと法(第1回)総論」NBL1223号(2022年8月)17頁。
- 2 中崎尚「Q&Aで学ぶメタバース・XR ビジネスのリスクと対応策」(商事法務、2023年)101頁。
- 3 NFTについて、詳しくは、弊所浦山周弁護士による「NFTについて」中央総合法律事務所季刊ニュース2023年夏号(2023年7月発行、第111回)3頁以下をご参照ください。
- 4 もっとも、金融庁は、令和5年3月24日、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンが、社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまるものである場合には、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」という暗号資産の要件に該当しない旨のパブリックコメントの結果等を公表しており、暗号資産に関する規制を受けない範囲が従来よりも明確化されていることは注目に値します(金融庁「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係」16. 暗号資産交換業者関係(新旧対照表)(2022年12月16日)及びその公表に対するパブリックコメントの結果等(2023年3月24日))。
- 5 金融規制全般の詳細な検討として、AMTメタバース法務研究会「メタバースと法(第6回)メタバースと金融規制」NBL1233号(2023年1月)95頁以下。

インボイス制度導入に伴う取引条件の見直しと 独占禁止法・下請法上の留意点

弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 峯 川 弘 暉



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
大阪弁護士会登録
2016年4月
大阪府貝塚市行政不服審理員
就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員就任

〈取扱業務〉
不動産法務、人事・労務、
独占禁止法・下請法、事業承継、
企業法務、医療機関法務



弁護士
峯川 弘暉
(みねかわ・ひろき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
大阪弁護士会登録
2023年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

当事務所では、所属弁護士が各法律分野においてプラクティクス・グループ(PG)を組成し、当該分野の専門性を高めるために定例的に研究・研修を行っております。本記事では、競争法PGの所属弁護士により、直近の独占禁止法・下請法のトピックを解説いたします。

1 インボイス制度の概要

2023年10月1日からインボイス制度が開始されます。2019年10月の消費税率引上げに伴う軽減税率導入により10%と8%の複数の税率が混在する状況を踏まえ、インボイス制度開始後の事業者間の取引においては、商品ごとの消費税率等の所定事項が明記された適格請求書(インボイス)が売手により発行等されなければ、消費税の課税事業者(買手)は、消費税納付額の計算にあたり、当該事象者の売上税額(売上げの消費税額)から仕入税額(仕入れの消費税額)を控除(仕入税額控除)することができなくなります(なお、経過措置により、インボイス発行事業者以外からの仕入れについては、2026年9月30日までは消費税相当額の80%が、2029年9月30日までは同50%が控除可能とされています)。

インボイスは、所轄税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行でき、基準期間(年間)の課税売上高が1000万円以下のいわゆる免税事業者は発行できないことになっています。したがって、インボイスを発行できない免税事業者の発注事業者(買手)は、原則として、免税事業者からの仕入税額を消費税から控除できなくなり(簡易課税制度等の説明は本稿では割愛します)、インボイス制度開始に伴い、負担する消費税額が新たに増加することになります。他方、免税事業者でも、所轄税務署長への届出により課税事業者になることが可能ですが、消費税の申告・納税等の義務を新たに負担することとなります。

2 取引条件の見直しが独占禁止法・下請法上問題となる可能性

インボイス制度開始に伴う発注事業者の消費税負担額の増加を契機として、仕入先の免税事業者との間で取引条件の見直しが図られることも想定されます。取引条件については、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられていますが、発注事業者の取引上の地位が仕入先の免税事業者に優越しており、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して取引条件の見直し等を受け入れざるを得ない場合は「優越的地位の濫用」として独占禁止法上違反となるおそれがあり、下請法上の親事業者と下請事業者との間で同種の行為が行われた場合は下請法違反となるおそれがあります。このようなインボイス制度実施

を契機とした取引条件の見直しと独占禁止法・下請法上の問題については、公正取引委員会が「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」¹⁾のQ7で考え方を示していますので、その一部をご紹介します。以下のとおり、仕入先との交渉・協議は実質的・具体的になされることが求められていますので、独占禁止法に抵触しないことの証拠となるよう、交渉経緯を記録化しておくのが望ましいかと思われます。

(1) 取引先の免税事業者に対して課税事業者になるよう要請する行為

このような要請自体は独占禁止法上問題となるものではありませんが、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、要請に応じて免税事業者が課税事業者となるに際し、これに伴い取引先が負担する消費税分を取引価格に反映することについて明示的に協議することなく、取引価格を据え置く場合も同様の問題があります。

(2) 取引対価の引下げ

免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、取引価格の引き下げを要請し、取引価格の再交渉を行い、仕入税額控除が制限される分や、免税事業者の仕入れや諸経費の負担も考慮した上で、双方納得の上で取引価格が引き下げられたのであれば、独占禁止法上問題とはなりません。しかし、取引価格の維持を求める免税事業者に対し取引価格を下げる理由を書面・電子メール等で回答しないなど、その交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が仕入れや経費の支払いに伴い負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合などには、独占禁止法(優越的地位の濫用)又は下請法(買いたたき)上問題となるとされています。また、インボイス制度開始後も一定期間は上記1の経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、消費税相当額全部を取引価格から引き下げると一方的に通告することも、独占禁止法又は下請法上問題となるおそれがあります。

(3) 取引の停止

取引先の選択は基本的に自由ですが、取引上の地位が優越している事業者(買手)が、免税事業者である仕入先(売手)に対し、一方的に、売手が仕入れや経費の支払いに伴い負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、このような取引価格に応じない売手との取引を停止した場合は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

1 https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokukijun/invoice_qanda.html



弁護士

鍛冶 雄一
(かじ・ゆういち)

〈出身大学〉

同志社大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉

2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2016年4月
証券取引等監視委員会事務局
証券調査官(取引調査課)
2018年7月
証券取引等監視委員会事務局
開示検査課兼務
2019年7月
弁護士法人中央総合法律事
務所に復帰
2019年8月
第一東京弁護士会に登録換え

〈取扱業務〉

民事法務、
会社法/金融商品取引法、
金融法務、
不祥事対応/不正調査

課徴金事例集にみる近時のインサイダー取引等の特徴と留意点

弁護士 鍛冶 雄一

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます)は、令和5年6月30日、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」(以下「課徴金事例集」といいます)を公表しました。課徴金事例集は、証券監視委が金融商品取引法(以下「金商法」といいます)違反となる不公正取引(インサイダー取引や相場操縦等)に関し課徴金納付命令発出の勧告(以下「課徴金勧告」といいます)を行った事案の概要を取りまとめたものであり、定期的に公表されています。証券監視委は、不公正取引の未然防止という観点から、上場会社等におけるインサイダー取引管理態勢の一層の充実などのために課徴金事例集が役立てられることを期待しており、実際、課徴金勧告事案の分析や特徴の紹介、コラムなども含めて、実務において非常に示唆に富むものとなっています。

1 令和4年度のインサイダー取引規制に関する課徴金勧告事案の特徴

令和5年6月30日に公表された課徴金事例集¹(以下「令和4年度事例集」といいます)は、主に令和4年度(令和4年4月から令和5年3月までの間)に課徴金勧告が行われた事案を対象としています。そのうちインサイダー取引規制²に関する課徴金勧告事案については、金融機関の職員が職務上知得した内部情報を悪用し、借名口座を使用してインサイダー取引を行うとともに親族に取引推奨を行った事案を勧告したこと、情報伝達規制違反を1件、取引推奨規制違反を3件勧告したことなどが特徴として挙げられています(令和4年度事例集1頁)。

本稿では、この特徴を踏まえ、上場会社の役員による違反行為の未然防止に向けた留意点をご紹介します。

2 借名口座を使用したインサイダー取引について

(1) 証券監視委は、従前から、借名口座を使用

したインサイダー取引(借名取引)を数多く立件しています。インサイダー取引規制では、他人名義で取引を行った場合(例えば、親族や知人の名義で取引を行った場合)なども規制対象に含まれると解されており³、証券監視委は、親族や知人等の他人名義の証券口座を使用してインサイダー取引を行った者についても、刑事告発や課徴金勧告を行ってきました。

しかし、それにもかかわらず、今なお借名取引は後を絶ちません。令和4年度事例集を見ても、インサイダー取引を行った違反行為者累計⁴335名のうち、他人名義の口座を借名口座として使用した者は86名(25.7%)に上ります。累計的には約4分の1の割合で借名口座が使用されていたことになりますが、さらに、令和2年度から令和4年度の直近3年度に限って見てみると、いずれの年度も、この割合が2分の1に上っていることが分かります(令和4年度事例集26頁及び30頁)。また、違反行為者が借名取引に至る動機の一つとして、インサイダー取引の発覚を免れようとする意図があることは容易に推察できます。そのため、今後も、借名取引に対する証券監視委の監視の目が厳しくなることはあっても緩むことはないでしょう。

(2) この点に関して、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の実効性の観点から考えると、意図的にインサイダー取引を行おうとする者に対しては、情報管理や売買管理等による抑止効果は限定的であると思われます。そのため、上場会社が、役職員による違反行為の未然防止を図っていくにあたっては、このような者も存在する可能性を念頭に置いて、「借名取引も規制対象である」「借名取引であってもインサイダー取引は必ず発覚する」「インサイダー取引は割に合わない」ということを周知徹底していくことが肝要です。

例えば、インサイダー取引を防止するため

の社内規程(内部者取引防止規程等)やガイドライン、マニュアルなどにおいて、他人名義の証券口座を使用して行う取引も規制対象に含まれる旨を記載しておくことが考えられます。

また、インサイダー取引規制に関する研修等において、その旨の注意喚起を行うとともに、借名取引に関して実際に課徴金勧告等が行われた事例を紹介することも考えられます。その際には、「借名取引であってもインサイダー取引は必ず発覚する」という意識を醸成する観点から、証券監視委は、口座名義人に対してだけでなく、その他の関係者に対しても幅広い調査を実施しており、他人名義の証券口座が用いられたとしても、真の取引者を容易に把握できること(令和4年度事例集3頁、同42頁)についても紹介すると効果的でしょう。加えて、証券監視委の調査等を受けることになった場合には、違反行為者のみならず、口座名義人にも調査等に係る負担が生じるなど、口座の借用を依頼した相手方にも多大な迷惑をかけかねないという点に意識を向けさせることも有益です。

さらに、「インサイダー取引は割に合わない」という意識を醸成する観点からは、違反行為者には、刑罰や課徴金、懲戒等の社内処分など、様々な不利益が生じることを説明することが重要です。実際に、インサイダー取引による利得額等よりも高額の課徴金を課された事例や違反行為後に勤務先を退社することになった事例も少なくありません。令和4年度事例集の監視委コラム「4 インサイダー取引後の状況～インサイダー取引により失うもの～」(同6頁)などを紹介して、違反行為後における違反行為者の実情を伝えることが有益でしょう。

3 情報伝達・取引推奨規制違反について

平成26年4月に情報伝達・取引推奨規制が施行されて以降、これらの違反行為に係る課徴金勧告が相当数行われており、令和4年度においては、情報伝達規制違反につき1名、取引推奨規制違反につき3名となっています(令和4年度事例集24頁)。また、令和4年度における情報伝達規制違反1名及び取引推奨規制違反2名は、公開買付けに係る上場等株券等の発行者(被買付企業である上場会社)の従業員であったようです(令和4年度事例集40頁、50頁、52頁)。

多くの上場会社においては、従前から、インサイダー取引管

理態勢の整備の一環として、社内規程を制定し、情報管理や売買管理等の仕組みを設けるとともに、研修等によって、インサイダー取引規制や社内規程、また、情報管理や売買管理等の仕組みについても周知徹底が図られていると思います。しかし、このような対応が行われている上場会社であっても、役職員による違反行為が発生している例があります。その要因は事案ごとに様々ですが、実務上、役職員がインサイダー情報に触れることになる個別具体的な場面において、そもそもとして、自らがインサイダー取引規制の対象者であることや規制対象行為の内容(特に情報伝達・取引推奨規制)について、認識や理解が不足している場合が散見されます。このような場合を念頭に置くと、平時の研修等の実施も重要ですが、それだけではなく、実際にインサイダー情報に該当し得る情報を知った者に対しては、当該情報がインサイダー情報に該当し得るものであることや情報伝達・取引推奨規制の内容などにも言及した秘密保持誓約書の提出を求めたり、問題となる特定のインサイダー情報を念頭において具体的に注意喚起を行ったりすることも検討すべきでしょう。

また、令和4年度事例集では、公開買付けや業務上の提携など社外との協議・合意等が必要な場合については、決定から公表までの日数が長くなる傾向にあること、その日数が長いほどインサイダー取引のリスクが高まることから、上場会社においては、その管理により一層の注意が必要であることが指摘されています(令和4年度事例集8頁)。このような指摘も踏まえて、問題となるインサイダー情報の内容や性質なども考慮して、特定のインサイダー情報との関係では管理方法を厳格化する、といった対応も一考に値します(具体的な方策については個別にご相談下さい)。

なお、近時においても、社内規程に取引推奨規制が盛り込まれていない上場会社が散見されます(令和4年度事例集32頁参照)。取引推奨規制については、情報伝達規制にも増して規制内容を理解していない役職員が多いことが懸念されますので、対応未了の場合、まずは、社内規程に記載した上で研修等によって周知徹底を図っていただければと思います。

- 1 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20230630/01.pdf>
- 2 インサイダー取引規制の概要等については、令和4年度事例集13頁以下参照。
- 3 木目田裕=上島正道監修『インサイダー取引規制の実務(第2版)』(商事法務、2014)294頁。
- 4 累計は平成17年度から令和4年度までのもの。



弁護士

富川 諒
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2019年8月
金融庁監督局銀行第二課
地域金融企画室 室長補佐
2021年4月
金融庁監督局銀行第二課
課長補佐
2022年4月
事務所復帰

〈取扱業務〉
金融法務、M&A、
会社法務、一般企業法務、
家事相続法務

事業成長担保権の概要と最新動向

弁護士 富川 諒

1 はじめに

令和3年4月以降、担保法制部会において、担保法制全般の見直しについて議論がされています。

明治民法施行から約120年間、国内外の経済環境は大きく変化しており、例えば海外では、事業全体に担保権を設定し、事業の継続や発展に資する資金を調達する実務が発展しています。しかしながら、日本では事業全体に対する担保権が認められないという制度的制約もあり、こうした形の金融は難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、金融庁は、事業全体に対する担保権(事業成長担保権(仮称))の導入を提案しており、金融庁に設置された「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、価値ある事業を支えられるような融資・再生実務について、事業成長担保権のあり方を含め議論されました(令和2年12月に「論点整理」、令和3年11月に「論点整理2.0」が公表されています)。

さらに、令和4年9月には、事業性に着目した融資を促進するための制度や実務のあり方に関する検討が金融審議会に諮問されました。同年11月から「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」(以下、「事業性WG」といいます。)が開催され、令和5年2月、事業性WGの報告書が公表されています。

2 事業成長担保権の概要

(1) 事業成長担保権の趣旨・目的

ア 事業成長担保権の趣旨は、事業性に着目した融資が実現しやすい環境を整備する点にあります。

現在、日本では、事業の実態や将来性を適格に理解することが難しい場合であっても、不動産等の有形資産担保や経営者保証等による保全、融資額の小口化や取引先企業の増加によるリスク分散等を通じて、リスクを抑えて融資が実行されることがあります。もっとも、こうした融資実務については、融資時、期中、再生局面の各局面において、一定の課題が指摘されています。

- ・ベンチャー企業のように有形資産を持たない事業者に対する融資が難しい。
- ・担保により保全されているため、事業の実態

を把握して支援する経済合理性に乏しく、事業者の業況悪化を早期に察知し支援することが難しい。

- ・事業を深く理解する金融機関が存在しない一方、多数の金融機関が異なる条件で融資をしているため、再生局面における利害関係の調整コストが高く、迅速かつ適切な支援が難しい。

イ 事業成長担保権は、事業の価値や将来性、将来キャッシュフローを含む事業全体に対する担保権ですので、事業者と金融機関は、事業の成長という共通の目線を持ちやすくなります。そのため、事業者と金融機関の関係がより深まり、上記課題を改善することが期待されます。

- ・有形資産を持たない事業者であっても、事業の将来性に着目した融資が可能となる。
- ・事業の実態を継続的に把握して支援することが経済合理的になり、事業者の業況悪化を早期に察知し支援しやすくなる。
- ・再生局面においても、事業を深く理解する事業者による支援が期待され、複数の金融機関が存在する場合でも、利害調整を主導することができ、迅速かつ適切な支援が実現しやすい。

(2) 海外の制度・実務

米国や英国では、既に全資産担保を活用し、事業キャッシュフローに着目した融資実務が根付いているとされています。こうした海外の制度や実務は、事業成長担保権の制度設計において、重要な示唆を有するものと考えられます。

こうした背景のもと、金融庁は、米国や英国における全資産担保を活用した融資の制度や実務慣行の調査、及び両国の制度や実務慣行の特徴を踏まえた我が国において新たな担保制度が導入された際の融資実務や活用のあり方の整理について、公益社団法人商事法務研究会に委託し、令和5年3月、「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会 報告書」が公表されました。

全資産担保を活用する場合、事業キャッシュフローが返済の裏付けとなるため、債務者の財務上の問題を早期に特定する必要性が高まり、債

権者と債務者との間で良好な関係を構築することがより重要となります。米国や英国では、財務コベナントの設定や定期的なモニタリング等を通じて、緊密なコミュニケーションを実現しているとされています。

また、債務者は、全資産担保の実行を回避するため、財務コベナントの遵守、ひいては事業価値の維持・向上に強いインセンティブを有することになります。なお、事業性WG報告書では、事業成長担保権を設定した場合に経営者保証等を制限することが提言されていますが、事業成長担保権による経営者への規律付けが、経営者保証に代替することが期待されているといえます。

(3) 具体的な制度設計

制度設計において、現行制度との整合性を保つことは不可欠です。事業成長担保権は、設定者の総財産を担保の目的財産とする企業担保権と類似します。企業担保権は、被担保債権が社債に限定されることや、後に対抗要件を具備した担保権に劣後することなどから、現在は活用されていませんが、上記の類似性を踏まえると、参考とすべき法律の一つといえます。また、実効手続において管財人の選任が想定されているため、倒産法制の規律も参考にすべきでしょう。もちろん、担保権である以上、民事執行法との整合性を保つことも不可欠です。

具体的な制度については、目的(物)の範囲や担保権者の適格性、公示制度、対抗要件(優先関係)、設定者の権限、他の債権者による強制執行等との関係、実行手続、倒産手続との関係など、検討すべき事項は多岐にわたり、筆者としても意見が尽きないところではありますが、本稿では、事業性WGで議論されている論点のうち、担保権者の適格性及び商取引先や労働者との関係を紹介します。

ア 担保権者

担保制度については、事業に不当な影響を及ぼすことを目的として、担保権を濫用的に利用されるおそれがあるとの指摘があります。事業成長担保権についても同様の懸念があるとして、担保権者を限定すべきであるとの意見も寄せられています。他方、事業者の多様なニーズに応じる観点から、事業成長担保権の利用は広く認めるべきであるとの意見もあります。

事業性WGでは、これらのバランスを図る観点から、担保権者を事業成長担保権の信託に関する業を行う者に限定し、事業成長担保権の設定は信託契約によらなければならないこととすることが考えられるとされています。

ここでは、事業成長担保権の信託に関する業に対して

免許審査や行為規制を課すことを通じて、濫用リスクを払拭する一方で、当該業を取得すれば事業成長担保権を活用することができることで、活用可能性を広げることが期待されています。

イ 労働者や商取引先の保護

事業を支える商取引先や労働者を保護することは、事業価値の維持・向上という事業成長担保権の目的と合致します。事業性WGでは、こうした観点から、次のような制度が提案されています。

まず、実行手続開始後の原因により生じた債権については、事業の継続に関するものであれば、事業価値の維持・向上のために必要な共益の費用といえますので、優先・随時弁済の対象とすることが考えられます。

次に、実行手続開始前の原因により生じた債権のうち、会社更生法において裁判所の許可なく被担保債権に優先して弁済を得られる債権(使用人の給料等)は、実効手続において共益的な性質を有するとして、優先・随時弁済とすることが適切と考えられます。

また、このような債権に含まれないものであっても、随時弁済することが、事業価値の維持・向上に資するために共益性を有すると考えられる債権もあります。そこで、会社更生法や民事再生法における少額弁済制度を参考に、裁判所の許可により、優先・随時弁済することができる旨の制度を設けることが考えられます。

なお、事業成長担保権の議論では、事業成長担保権が設定されることで、商取引先や労働者の地位が不安定になるのではないかと懸念も指摘されていました。もっとも、現在の法制度の下においても、商取引先や労働者は、担保権が設定された個別資産から優先的に回収することができませんので、十分な保護が図られているとは言い難い状況です。こうした状況を踏まえると、事業成長担保権が設定されている方が、商取引先や労働者の保護に資すると評価することが可能かと思えます。

3 今後に向けて

事業成長担保権は、必ずしも事業者の多様なニーズを十分に満たすことができていないという現状を踏まえ、既存の実務に加え、さらに資金調達の実務の幅を広げようとするものです。最終的な制度設計はまだ議論途中ではありますが、事業者を支える融資・再生実務の発展という目的は、金融機関・事業者双方にとって共通しているはずで、よりよい融資実務が実現するためにも、制度面や活用可能性を含めて、引き続き建設的な議論がなされるよう願っております。



弁護士

三村 侑意
(みむら・ゆうい)

〈出身大学〉
金沢大学人間社会学域
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
大阪弁護士会登録
2023年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)
2023年6月～
貝塚市空家等対策協会委員

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

令和5年4月施行の改正民法について(共有制度、相隣関係)

弁護士 三村 侑意

第1. はじめに

近年、我が国では、相続登記がされないこと等により所有者不明の土地が増加しており、高齢化の進展によって今後ますます深刻化するおそれがあります。そこで、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制が見直されました。見直しは、大きく分けて以下の3つとなります。

- (1)登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し(発生予防)
- (2)土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設(発生予防)
- (3)土地・建物等の利用に関する民法の規律の見直し(利用の円滑化)

以下では、(3)のうち、共有制度および相隣関係の改正の概要をご説明いたします。

第2. 共有制度の見直し

1. 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

(1)従前

共有物に軽微な変更を加える場合であっても、変更行為として共有者全員の同意が必要と扱わざるを得ず、円滑な利用・管理が阻害されていました。また、賃借権等の使用収益権の設定は、基本的に持分の過半数で決定できますが、長期間の賃借権等については全員同意が必要と解されており、長期間かどうかの判断基準が明確でなく、実務上、慎重を期して全員同意を求めざるを得ないため、円滑な利用が阻害されていました。

(2)改正

①軽微変更について

共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの(軽微変更)については、持分の過半数で決定することができますようになりました(新民法251条1項、252条1項)。「形状の変更」とは、その外観、構造等を変更することをいい、「効用の変更」とは、その機能や用途を変更することをいいます。軽微変更に当たるか否かの判断に当たり、費用の多寡は決定的な基準とならず¹、多額の費用が生じ得る行為も軽微変更に含まれると解されています。そのため、砂利道のアスファルト舗装や、建物の外壁・屋上防水等の大規模修繕工事も軽微変更に含まれます。

もっとも、軽微変更に当たるかどうかは、個別の事案ごとに、変更を加える箇所及び範囲、変更行為の態様及び程度等を総合して判断されます²。それゆえ、上記例も一般論としては軽微変更に該当すると考えられるケースであって、軽微変更であるか否かが一義的に明確ではないケースもあります。事後的に軽微変更ではないと判断された場合には、原状回復や損害賠償を求められる可能性があるため、慎重な判断が必要です³。

※下図:法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」(令和5年8月版)31頁から引用

〔改正法における共有物の変更・管理・保存概念の整理〕

管理(最広義)の種類		根拠条文	同意要件
変更(軽微以外)		民251 I	共有者全員
管理(広義)	変更(軽微)	民251 I・252 I	持分の過半数
	管理(狭義)	民252 I	
保存		民252 V	共有者単独

②短期賃借権等の設定についての規律の整備

以下の〔〕内の期間を超えない短期の賃借権等の設定は、持分の過半数で決定することができます(新民法252条4項)。

- i) 樹木の植栽又は伐採を目的とする山林の賃借権等〔10年〕
- ii) i)に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等〔5年〕
- iii) 建物の賃借権等〔3年〕
- iv) 動産の賃借権等〔6か月〕

借地借家法の適用のある賃借権の設定は、約定された期間内での終了が確保されないため、基本的に共有者全員の同意がなければ無効となります。ただし、一時使用目的(借地借家法25条、40条)や存続期間が3年以内の定期建物賃貸借(借地借家法38条1項)については、持分の過半数の合意により契約を締結することができます。この場合は、契約において、更新がないことなど所定の期間内に賃貸借が終了することを明確にする工夫が必要です。

2. 所在等不明共有者(以下「不明共有者」)がいる場合の変更・管理

(1)従前

変更行為をするためには共有者全員の同意が、管理行為をするためには共有者の持ち分の過半数の同意が必要です。しかし、不明共有者(必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者)がいる場合には、その不明共有者の同意を得ることができず、共有物に変更を加えることについて共有者全員の同意を得ることができず、変更行為ができませんでした。また、管理に関する事項についても、不明共有者以外の共有者の持ち分が過半数に及ばないケースでは決定ができず、管理行為ができませんでした。

(2)改正

- 不明共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、
- i) 不明共有者以外の共有者全員の同意により、共有物に変更を加えることができ、
 - ii) 不明共有者以外の共有者の持ち分の過半数に

より、管理に関する事項を決定することができます。

(3)具体例

A、B、C共有の私道(砂利道)につき、必要な調査を尽くしてもCの所在が不明である場合には、裁判所の決定を得た上で、砂利道からアスファルト舗装の道へ変更できます(軽微変更)。

また、A、B、C、D、E共有(持分各5分の1)の建物につき、必要な調査を尽くしてもC、D、Eの所在が不明である場合には、裁判所の決定を得た上で、AとBは、第三者に対し、賃借期間3年以下の定期建物賃貸借をすること(軽微変更)ができます。

3. 不明共有者の不動産の持分の取得

(1)従前

共有者が所在不明のケースでは、i) 判決による共有物分割は可能でしたが、すべての共有者を当事者として訴えを提起しなければならず、手続上の負担は小さくありませんでした。また、ii) 合意による共有物分割、iii) 任意で持分の譲渡を受ける方法は、不在者財産管理人等の選任を経ない限り不可能であり、管理人の報酬等に要する費用負担が問題となります。さらに、そもそも共有者の氏名等が不特定のケースでは旧民法では対応ができませんでした。

(2)改正

共有者は、裁判所の決定を得て、不明共有者(氏名等不特定を含む)の不動産の持分を取得することができます(新民法262条の2)。

もっとも、遺産共有のケースでは、相続開始から10年を経過しなければ上記方法によって持分を取得することはできません(新民法262条の2第3項)。

第3. 相隣関係の見直し

1. ライフラインの設備の設置・使用权

(1)従前

他人の土地や設備(導管等)を使用しなければライフラインを引き込むことができない土地の所有者は、改正前の相隣関係規定等の類推適用により他人の土地への設備の設置や他人の設備の使用ができたと解されていました。しかし、明文の規定がないため、設備の設置・使用に応じてもらえないときや所有者が所在不明であるときなどには対応が困難であったり、権利を行使する際の事前の通知の要否や土地・設備の使用に伴う償金の支払いルールが不明確でした。

(2)改正

他人の土地や設備を使用しなければ各種ライフラインを引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲で、他の土地に設備を設置する権利(設備設置権)ないし他人の所有する設備を使用する権利(設備使用权)を有することが明文化されました(新民法213条の2第1項)。場所の設置・使用の場所・方法は、他の土地及び他人の設備のために損害が最も少ないものに限定されます(新民法213条の2第2項)。また、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地・設備の所有者に通知することを要します(新民法213条の2第3項)。

(3)具体例

法務省の説明では、事案ごとの判断であると断りつつ一般的に、他の土地が空き地になっており、実際に使用している者がおらず、かつ、設備の設置等が妨害されるおそれもない場

合には、裁判を経なくても適法に設備の設置等を行うことができますとしています。

2. 越境した竹木の枝の切り取り

(1)従前

旧民法233条では、土地の所有者は、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは自らその根を切り取ることができるが、枝が境界線を越えるときはその竹木の所有者に枝を切除させる必要がありました。竹木の所有者が枝を切除しない場合には、訴えを提起し切除を命ずる判決を得て強制執行の手続きをとるほかありませんが、枝が越境する都度、常に訴えを提起しなければならないとすると救済を受けるための手続きが過度に重くなります。

また、竹木が共有されている場合に、竹木の共有者が越境した枝を切除しようとしても、基本的には、変更行為として共有者全員の同意が必要と考えられており、竹木の円滑な管理を阻害していました。

(2)改正

i) 土地所有者による枝の切り取り

越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができることとなりました(新民法233条3項)。

- ア 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- イ 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ウ 急迫の事情があるとき

ii) 竹木の共有者各自による枝の切除

竹木が共有物である場合には、各共有者が越境している枝を切り取ることができます(新民法233条2項)。

第4. 終わりに

上記では、民法における共有制度および相隣関係の主な改正点をご説明しました。しかし、(1)不動産登記制度の見直しや(2)相続土地国庫帰属制度の創設も重要な改正の柱となっています。

これらの改正について詳しく知りたい方は、弊所HPの法律コラム「【連載】所有者不明土地にかかる法制度について」をご参照ください。

参考文献

法務省民事局「令和令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント(令和5年8月版)」(令和5年8月)

法務省民事局「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要」(令和5年8月)

- 1 潮見佳男=千葉恵美子=松尾弘=山野日章夫編『詳解改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』75頁[秋山靖浩](商事法務、令和5年)。
- 2 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会「所有者不明私道への対応ガイドライン(第2版)」18頁(令和4年6月)。
- 3 東京弁護士会 法制委員会編著『ケースでわかる改正民法・不動産登記法の勘どころ-令和5年4月施行対応-』10頁(新日本法規、令和5年)。



弁護士
町田 諒一郎
(まちだりょういちろう)

〈学歴〉
立命館大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
大阪弁護士会登録
2023年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

性同一性障害者である国家公務員に対するトイレ使用制限が違法であるとされた事例(最高裁令和5年7月11日判決)

弁護士 町田 諒一郎

第1 はじめに

本判決は、生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求を認められないとした人事院の判定が違法とされた判決である。

第2 前提事実

上告人(以下「原告」という。)は、トランスジェンダーであり、専門医から性同一性障害の診断を受けている者である。原告の身体的性別は男性であり、自認している性別は女性である。原告は、健康上の理由から性別適合手術を受けておらず、その戸籍上の性別も男性である。

原告は、経済産業省の職員として採用された後、平成21年7月24日に、上司に、自らが性同一性障害であることを伝えたとともに、次の異動を契機に女性職員として勤務したい旨の要望を申し入れた。これらを受けて、平成22年7月14日、原告の了承を得た上で、原告が執務する部署の職員に対し、原告の性同一性障害について説明する会が開かれた(以下「本件説明会」という。)。原告が退席した後、出席していた職員に対し、今後原告が女性トイレを使用することについて意見を聴取する等した。

本件説明会の翌週から、原告は、女性の身なりで勤務するようになり、経済産業省が使用を認めた女性トイレ(原告が執務する階とその上下階より離れた階の女性トイレの使用を認めた。)を使用するようになった。原告が、女性トイレを使用するようになったことで、トラブルが生じたことはなかった。

原告は、平成25年12月27日付けで、人事院に対し、国家公務員法86条の規定に基づき、「戸籍上の性別及び性別適合手術を受けたかどうかに関わらず、異動等に制限を設けず、原則として他の一般的な女性職員と同等の処遇を行うこと。また、性的なプライバシーを尊重すること。」を要求事項とする行政措置を要求したところ、人事院は、平成27年5月29日付けで、原告の上記要求を認められない旨の判定(以下「本件判定」という。)をした。

第3 判旨

本判決は、概ね以下のように判示し、人事院による本件判定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められ、違法であるとした。

原告は、自認する性別と異なる男性トイレを使用するか、原告の執務する階から離れた階の

女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けている。一方、原告が本件説明会の後、女性の服装等で勤務し、許可された女性トイレを使用することでトラブルが生じたことはない。さらに、経済産業省において、本件説明会から本件判定に至るまで約4年10か月の間に、原告による女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件判定の見直しが検討されたこともうかがわれない。

以上によれば、原告が職場の女性トイレを自由に使用することで、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されていなかっただけの具体的な事情は見当たらなかったというべきである。そうすると、本件判定に係る人事院の判断は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となるというべきである。

第4 解説

本件判定が国家賠償法上違法と判断した第一審判決(東京地裁令和元年12月12日)と本件判定は違法であるとはいえないと判断した控訴審判決(東京高裁令和3年5月27日)とで判断が分かれていたため、最高裁の判断に注目が集まっていた。最高裁は、本件判定に係る人事院の判断は、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであるとして違法となるというべきであるとの判断をした。

本判決を受けて浮き彫りになった点は、今崎幸彦裁判官の補足意見にあるように、本件のような問題に直面することとなった職場における施設の管理者、人事担当者等の採るべき姿勢であり、トランスジェンダーの人々の置かれた立場に配慮し、真摯に調整を尽くすべきであるという点である。本件においても、本件説明会后、約4年10か月にわたって、改めて特段の配慮をすべき他の職員が存在するかどうかの調査が改めて行われておらず、そのため本件判定の見直しが検討されていなかったという点を考慮した上で本件判定の違法性を判断している。今後、説明会やヒアリングを通して、トランスジェンダーの人々の職場における処遇について真摯に調整を尽くした上で対応を検討すべきであるが、その際、プライバシー保護と関係者への情報提供の必要性との慎重な衡量が求められることにも十分配慮すべきである。

【参考文献】
名古通功 裁判例解説『ジュリスト』1557号174頁
竹内(奥野)寿 労働判例速報『ジュリスト』1562号4頁



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記 供述証拠について

弁護士 北川 健太郎
(オパカウンセル)

今回は、検察にとって、客観証拠と供述証拠は「車の両輪」ということで、防犯カメラ画像など客観証拠の収集・活用事例について紹介したので、今回のテーマはもう一方の車輪である供述証拠を被疑者供述に絞って取り上げてみます。

科学技術の急速な進歩でバリエーションが増えている客観証拠ですが、これらにより認定できる事実には前回も書いたように限界があります。例えば、犯行動機、共犯者との共謀状況(電子メールなどがあれば別ですが)、防犯カメラも目撃者もない場所における犯行態様の詳細なども被疑者の信用できる供述が得られなければ真相が解明できない場合が多々あります。防犯カメラ画像やDNA型鑑定で被疑者が特定でき、次に、被疑者の取調べにより詳細な供述が得られ、さらに、その供述に基づき投棄された凶器が発見されたり、奪われた金銭の用途が判明するなど新たな客観証拠が得られるという展開が、正に客観証拠と供述証拠が相互に補完し合う両輪関係です。供述証拠の獲得は、捜査にとって極めて重要です。

ところが、その供述を得ることが年々困難になっています。その根本的な原因は、時代が大きく変化する中で人々の考え方が多様化して権利意識が格段に高まっていることにあります。昔であれば、「悪いことをしたら正直に認めて謝る」が美徳であり当然のことでしたが、今では「正直者が馬鹿を見る」的な発想の人が少なくとも被疑者を見る限り多くなりました。

黙秘する被疑者も増えています。その原因として、黙秘を勧める弁護人の活動¹が挙げられます。しかし、その前提として、本来事件を一番よく知り黙秘が通るか通らないかも分かっているのは被疑者本人であり、昔であれば弁護人から言われたからといってそうそう黙秘することはなかったことからすれば、やはり時代の流れを感じます。私の若手時代、取り調べた暴力団組員の被疑者が「黙秘します。」と言うので、「そりゃ黙秘権は憲法でも保障され、君にもその権利はあるんだけど、他方でヤクザ社会は、ある意味、人権を放棄し、させることで成り立ってる世界じゃないのか。それなのに都合のよいときだけ人権を持ち出すのは、任侠道からしてどうなんだ。」などと言ったところ、すぐに「間違っていました。」と言って自白に転じたことがありました。今では到底考えられない取調べ風景です。

時代の変化に対応し、近年では、検察官の研修

でも「取調べ技術」や「供述心理」などが科目として取り上げられるようになっており、今後、ますますこのような研修に重点が置かれることになることは間違いありません。

また、取調べ能力の向上には、何といってもオンザジョブトレーニング、つまり実際の取調べにおいて多様な経験を積むことが不可欠です。被疑者も十人十色ですから、単純な取調べ方法だけをとっても、証拠に基づく理詰めの追及が効果的なこともあれば、逆に「私の言うこと信用しないのか。」などと反発されることもあります。被害者のことを伝えて反省の情を促す説得も、被疑者が被害者を恨んでいたりしたら有害無益に終わります。被疑者の性格、心情などに応じた理論と経験に基づくきめ細かい配慮が必要なわけです³。そして、この点についても、取調べの録音・録画が行われるようになり、経験値の高い決裁官が記録媒体を視聴することにより若手検察官を具体的に指導できるだけでなく、各検察官も他の検察官の取調べ方法を参考にできるようになりました。

このような組織としての地道な努力が、徐々にではあっても、効果を発揮していくことを期待しています。

なお、最近、特捜部が捜査した事件において、取調べ方法が不適切であった疑いがあるとして裁判所に供述調書の信用性を否定されたり⁴、供述調書作成に当たり「不起訴の約束」があったとして弁護人から批判を受ける事態⁵が発生しました。いずれも供述獲得の困難性が背景にあることは明らかです。仮に、取調べ方法に問題があれば再発防止措置を講じること自体は当然です。しかしながら、録音・録画の時代となり、これからの取調べにも様々なイノベーションを講じて然るべきでもあり、困難な状況や批判に萎縮することなく、裁判所と国民から納得が得られる創意工夫を積極的に講じる努力は継続してもらいたいと思っています。

1 この活動自体が起訴率と無罪率という面でどの程度の効果を上げているかは統計数値も存在しないことから何ともいえないところですが、個人的には弁護士になってからも疑問を感じています。
2 「盗人にも三分の理」ではありませんが、罪を認める認めないにかかわらず、被疑者となった人間の大半は何かか解をしたいとの心理状態にあるものです。
3 昔の刑事ドラマのように、刑事が牛井などをおごって被疑者を自白させることがあるのかと聞かれますが、利益供与として禁止されています(あり得ません。)
4 <https://www.sankei.com/article/20211111-GJ4GAM2U5RIGDOM3ZL5E5GPLEA/>
5 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230727-OYT1T50257/>



客員弁護士

八木 良一
(やぎ・りょういち)

〈学歴〉
1974年3月
大阪大学法学部卒業

〈主な経歴〉
1976年4月
東京地裁判事補
1978年6月～1979年6月
在外特別研究員として
西ドイツの裁判所に留学
1979年6月
帰国
1980年4月
那覇地裁判事補
1982年4月
大阪地裁判事補
1991年4月
最高裁調査官
1996年7月
大阪地裁判事
2009年1月
旭川地家裁所長
2010年7月
大阪高裁判事(部総括)
2013年12月～2021年2月
神戸公証センター公証人
2021年2月
公証人退職
同年4月
弁護士登録(大阪弁護士会)

〈所属学会〉
日本民事訴訟法学会

「民事裁判実務の今昔」元裁判官のつぶやき

客員弁護士 八木 良一

1 はじめに

2000年前後司法制度改革が言われ出し、よく聞いたフレーズで民事裁判に関係するものを出してみる。「司法試験合格者数を3000人」「裁判官、検察官の大幅増員」「弁護士の活動領域の拡大」「法科大学院の創設」など、更に裁判所の内部の会議等では、「民事裁判の大半は事実認定の問題」「精密司法からの脱却」「わかりやすい判決」「当事者主義的訴訟運用」「裁判官の負担軽減」等等である。

私は、2013年まで、約37年間の殆どを民事裁判官として勤務し、行政事件担当が比較的長かった。現在、当事務所で、僅かながら弁護士として訴訟事件も担当している。そして、裁判所での審理、判決等を通じ、裁判所や弁護士の変容振りに驚くことが少なくない。OA機器等の発達と進化、司法制度改革による制度変化やグローバル化等の社会情勢の変化はめざましく、また、会社法、債権法、相続法を始め重要な法改正や立法も相次ぎ、民事裁判や弁護士をとりまく状況が大きく変化しているので、これは当然のことである。

しかし、民事裁判の審理判断の根本的なところ、ここは法律の理屈は変わらない筈だと思えるところでも、結構変わっていることに驚く。

2 「要件事実」から「争点」へ

私が裁判官になったのは1976年で、その前2年間の司法修習生時代、民事裁判で大切なことは、まずは要件事実と言われ、事件記録による判決や準備書面の起案で、要件事実の整理が叩き込まれた。要件事実というのは、民法その他の法律の条文の要件に該当する具体的な事実のことで、整理というのは、主張・立証責任に応じて各要件事実を原告側と被告側に振り分けることである。主張・立証責任というのは、条文の法律効果の発生を主張

する者が、その要件について、相手方の自白がなければその立証をし、立証できなければその条文の適用をしてもらえない不利益を受けることである。裁判官になっても要件事実の整理に相当に心血を注いだ。的確な要件事実の整理をするのは結構大変なことで、当初の要件事実の整理が社会常識や取引慣行、登場人物の関係等に照らして、事件の実態・実情に合っているのか、記録全部によって自分の全法律知識を総動員して検討が迫られた。ズレ・乖離があると思われる場合、当事者・弁護士に釈明し、主張の補充をもらい、整理が修正された。事実認定も問題になったが、その一定部分は要件事実とそれに関連する事実関係(間接事実)の主張の整理で方向付けがされた。裁判官の個人差はあるが、民事裁判の主役は、法律判断をする裁判官であるとの意識が強く、正に、裁判所は「汝は事実を語れ、我は法を語らん」であった。極論すると、本人訴訟でも弁護士が誰であっても、基本的には同じ判断になるように審理に臨んでいた。大変ではあったが、裁判官としてのやりがいを実感していた。ただし、裁判所のこの積極的な姿勢故に不利益になった当事者は、審理に不満をもっていたと思われる。

ところが、2000年前後から、要件事実という言葉が裁判所内であまり言われなくなった。司法研修所は、要件事実教育をやめ、事実認定の教育を主眼とすると言い出し、ディベートなるものも言い出した。要件事実の習得は、司法試験合格までに法科大学院で予め身に付けておくものとされ、主張・立証責任の問題もあまり言われなくなった。

代わって登場したのが「争点」「争点整理」という言葉である。裁判以外でも「〇〇選挙の争点」「通常国会の争点」などとも言い、日常生活でもよく見聞きするようになった。裁判所でも、「争点整理案」なるものが登場し、判決の様式も、それに合うスタイルに変更された。そして、争点について、双方代理人

は、それぞれの立場から法律論も含めて実に活発に「論争」を繰り広げるようになった。時には、要件事実はどこに行ったかと思われるような論争も出てきた。

ところで、争点とは何か。辞書によると「論争や訴訟の中心となる点」、「争いの原因となる点」などとあり、一義的ではない。私のようなシニア弁護士は、要件事実の整理と争点整理とはどこがどのように異なるか、そもそも争点は誰が決めるのかを問題にしよう。

最近経験した具体例を挙げる。行政処分の取消訴訟で、被告(相手方・国)側が被告の新主張はそれまでの経過からすると処分理由の追加ではない、と主張した。そこで、原告(当方)が、新主張の内容が要件事実であれば、主張に至った経緯とは関係なく、処分理由の追加に他ならないことをわざわざ説明せざるを得なかったのは驚きであった。もう一つ。国家賠償法2条に基づく損害賠償請求訴訟で、請求原因(営造物性)を否認する被告(当方)の主張について、裁判所から内容の一貫性を疑問視する発言があった。被告は、原告が主張・立証責任を負う請求原因を否認しており、A視点からの否認の事情も、B視点からの否認の事情もいずれも自由に主張すれば良く、否認する側では必ずしも主張の一貫性は問題にならないことを裁判所に説明した。

3 最高裁で破棄される事件が減少

1998年施行の現行民訴法の施行前から最高裁の上告審は法律審であり、事実認定は行わないものとされていた。この点は今と同じである。私は、1991年から5年間、最高裁調査官として勤務し、多数の上告理由書を検討して報告したが、おおその感覚で上告理由の約7割位は、原判決の事実認定に関する不服が主であり、実に立派で精緻な内容の上告理由であっても、事実認定に関する不服であるとしていわゆる例文の上告棄却判決がされる例が多かった。それでも原判決に判決に影響することが明らかな法令違反があれば上告でき、破棄になるものとされていた。また、上告理由にない、したがって上告人(代理人)が気付いていない法令違反も一定割合あり、論旨外の職権による破棄もあった。当時、最高裁での破棄率

は、約3パーセント前後と言われていた。

ところが、現行民訴法施行後の最高裁では、上告できるのは、憲法違反のほかは、絶対的上告理由に基づくものに限られ、法令違反によるものが除かれた。わずかに、最高裁判例との抵触を含む「法令の解釈に関する重要な事項を含む」と最高裁が認めた場合に限り、上告受理の申立が受理される形で、原判決が破棄される余地を残すだけになった。最高裁に憲法判断や法令解釈の重要問題についての判断に力を集中させる趣旨である。現在では、受理申立をしても大部分は不受理決定の通知が届くだけになった。論旨外の破棄も、民事ではほぼなくなり、行政事件の限られた場合に問題とされるに過ぎなくなった。上告受理申立で破棄される率は、約1パーセント前後になっている(2020年の統計で、上告受理の既済1902件のうち破棄は27件で約1.4パーセントである。)

4 これからの民事司法、これからの弁護士

冒頭のフレーズの中には大幅な修正を余儀なくされたものも多く、民事司法を取り巻く情勢は今後も更に変化することが予想される。しかし、日本が実定法制である以上、いかに状況が変化しても、いかに当事者主義的運用になっても、法的判断の枠組みが要件事実によってされることは変わりようがなく、アメリカ法大系にはならない。現状には深刻な問題もある。

ただし、かつての民事裁判では法的判断をする裁判所が主役であったのに対し、上記でみてきたように、次第に、法的判断、特に要件事実の整理も含めて、審理の主役が当事者、弁護士に移ってきているように思われる。弁護士の訴訟活動も、現在の弁護士の訴訟活動の方がより生き生きとしており、今後は更にその傾向は進むと思われる。反面、その責任も増し、弁護士側の力量も訴訟に反映しやすくなっており、その法的主張もより重要性を増している。争点整理で少しでも違和感があれば弁護士側で要件事実の整理に立ち返ることも重要になってくる。当弁護士法人には、国際関係も含めて法的知識・経験が豊富で様々の分野で様々の持ち味をもった弁護士がいる。今後も、顧客の皆様の様々なニーズに応じ、この新しい動きにも対応できるよう私自身も努力を重ねていきたい。

弁護士
(オブカウンセル)森 本 滋
(京都大学名誉教授)

大規模買付行為等に係る有事導入型対応方針の解説のまとめとして、今後の理論的な検討課題になると思われる①大規模買付ルール違反を理由とする対抗措置と株主平等原則の関係及び②取締役会限りの対抗措置の発動について、検討します。

1 序

近時の下級審裁判例は、ブルドックス事件最高裁決定を先例として、新株予約権無償割当てにも株主平等原則の趣旨が妥当し、差別条項は、買収者による経営支配権の取得に伴い会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることになるような場合に、それを阻止するために付することができるにすぎず、そのような場合であるかどうかは(必要性の要件充足性)、最終的には、会社の利益帰属主体である株主自身により判断されるべきものであるとしています。

そして、差別条項の必要性和その内容の相当性が認められるときは、当該新株予約権無償割当ては株主平等原則の趣旨に違反せず、株主平等原則からみて不公正発行によるものとはいえないことは明らかであるが、もっぱら取締役等の経営支配権を維持するためのものである場合は原則として不公正発行になるとしています。

2 洗練された対抗措置と株主平等原則

ブルドックス事件における差別条項は、買収者に決定的な不利益を与え(相当の金銭補償はされますが、買収者の持株比率は4分の1に激減します)、買収者はその不利益を回避することができません。このため、対象会社は、一定の新株予約権無償割当てに関する事項を株主総会の特別決議事項とする旨の定款変更を行った上、株主総会の特別決議による承認を得ることにより、株主平等原則や不公正発行の問題を回避しようとし、最高裁もこれを認めたのです。

他方、今日標準的な対抗措置においては、新株予約権無償割当て差止めの仮処分が認められなかった場合に、買収者が大規模買付行為等中止すれば取締役会が新株予約権無償割当てを中止する等の買収者の損害回避・軽減措置が講じられています。

これは買収者が合理的に行動する限り買収者に持株希釈化

という実質的不利益を生じさせない「洗練された対抗措置」であり、このような差別条項については、新株予約権無償割当て制度の趣旨から不公正発行とならないとすることで足りるように思われます。裁判例も不公正発行性を中心に検討しており、株主平等原則はいわば副次的に問題とするにすぎません。

3 勧告的決議と取締役会限りの対抗措置の発動

新株予約権無償割当ては、定款に別段の定めがない限り、取締役会が決定することができ、裁判例に現れた事案においても、差別条項付新株予約権無償割当ての決定(対抗措置の発動)は取締役会が行っています。しかし、取締役会、とりわけ、経営陣には対抗措置の発動について利益相反性が認められるため、勧告的決議という形で株主の承認を得ることにより、取締役会の判断の公正さ・合理性が推認され、法的安定性が高まることが期待されているのです。

対抗措置の発動について株主の承認を求める理由として、①取締役の利益相反性ととも、②経営支配権をめぐる争いは株主の判断に委ねるべきであること(機関の権限分配秩序論)及び③裁判所の審査能力があげられます。洗練された対抗措置は、ブルドックス事件の場合のように、買収者の持株希釈化を主たる目的とせず(持株比率の現状維持)、買収者の合理的行動を促すものであり、よりよい経営者の選択を株主に委ねようとする機関の権限分配秩序と直接関係しないといえます。裁判所にとって、現経営陣と買収者のいずれが企業価値を向上させるか(経営能力)について判断することは困難であるとしても、買収者が経営支配権を取得すると企業価値をき損する(おそれがある)か否かについては、判断することができるのではないのでしょうか。

差別条項について、株主平等原則を法的判断の出発点とするのではなく、不公正発行問題に収斂され、独立委員会制度のさらなる充実等により取締役の利益相反問題が大幅に縮小時、取締役会限りの対抗措置の発動を認める道が拓けるように思われます。

本事務所ニュース「2023 夏号」(2023年7月発行)16頁掲載の「大規模買付ルール違反の対抗措置」右段10～11行目の「行使条件を充足する新株予約権を」は、「行使条件を充足していない新株予約権を」の誤りです。お詫びし、訂正いたします。なお、ホームページ掲載分は訂正済みです。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	
弁護士 中務嗣治郎 (シニアカウンセラー)	弁護士 岩城 本臣 (金融庁勤務中)	弁護士 森 真二 (シニアカウンセラー)	弁護士 加藤 幸江 (シニアカウンセラー)	弁護士 森本 滋 (オブカウンセル)	弁護士 北川健太郎 (オブカウンセル)	
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 江藤寿美伶 (公正取引委員会勤務中)	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 (金融庁勤務中)
弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大 (金融庁勤務中)	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 (金融庁勤務中)	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕
弁護士 樺瀬 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林 優吾 (民間企業勤務中)	弁護士 佐藤 諒一 (金融庁勤務中)	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟
弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音	弁護士 三村 侑恵	弁護士 アダム・ニューハウス (オーストラリア弁護士)
ガバナンス・アドバイザー 弁護士 リンダ・ローマン	ガバナンス・アドバイザー 弁護士 ロナルド・カスティヤン	客員弁護士 八木 良一	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊		